

新潟県病院局訓令第2号

局 本 庁
施 設

新潟県病院局文書記号規程（昭和35年新潟県病院局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

新潟県病院事業管理者 山 崎 理

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
第2条 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。		第2条 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。	
記 号	病 院 名 等	記 号	病 院 名 等
(略)		(略)	
県 津 病	新潟県立津川病院	県 加 病	新潟県立加茂病院
県 新 病	新潟県立がんセンター新潟病院	県 津 病	新潟県立津川病院
県 芝 病	新潟県立新発田病院	県 吉 病	新潟県立吉田病院
県 リ ウ	新潟県立リウマチセンター	県 新 痘	新潟県立がんセンター新潟病院
県 坂 病	新潟県立坂町病院	県 芝 痘	新潟県立新発田病院
県吉看専	新潟県立吉田病院附属看護専門学校	県 リ ウ	新潟県立リウマチセンター
県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校	県 坂 病	新潟県立坂町病院
県十看専	新潟県立十日町看護専門学校	県吉看専	新潟県立吉田病院附属看護専門学校
県病加清	加茂病院事業清算事務所	県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校
県病吉清	吉田病院事業清算事務所	県十看専	新潟県立十日町看護専門学校

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。